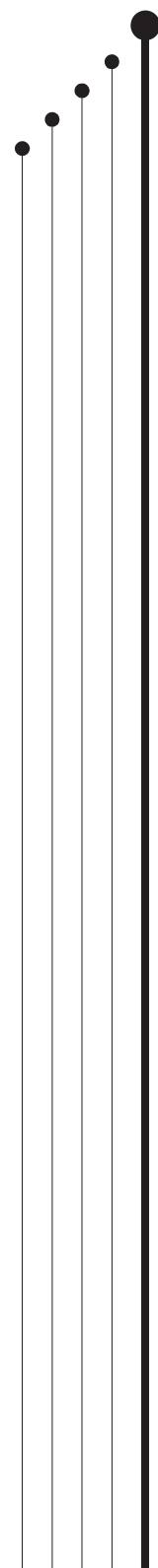


第 1 編

總

則

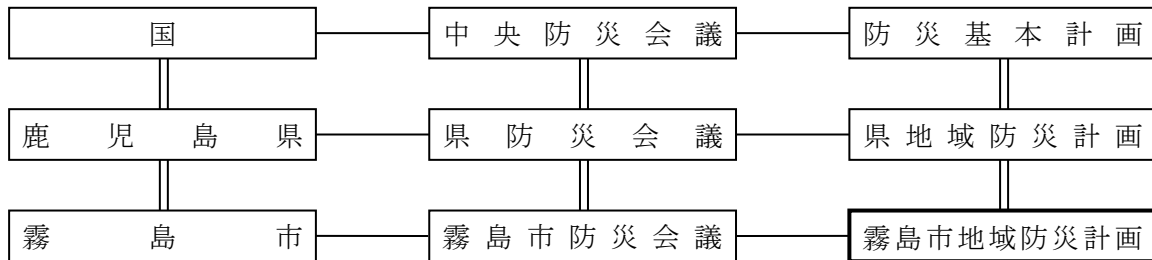


第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

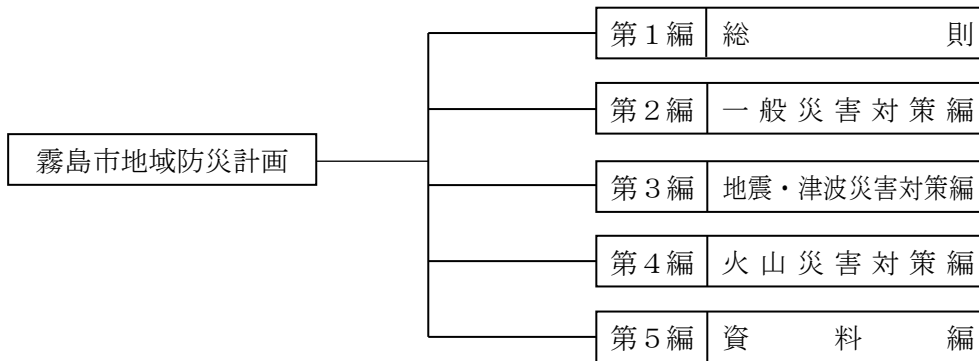
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、霧島市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び霧島市の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を地震・津波災害対策編、第4編を火山災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第4 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させ

る。

第5 計画の運用・習熟

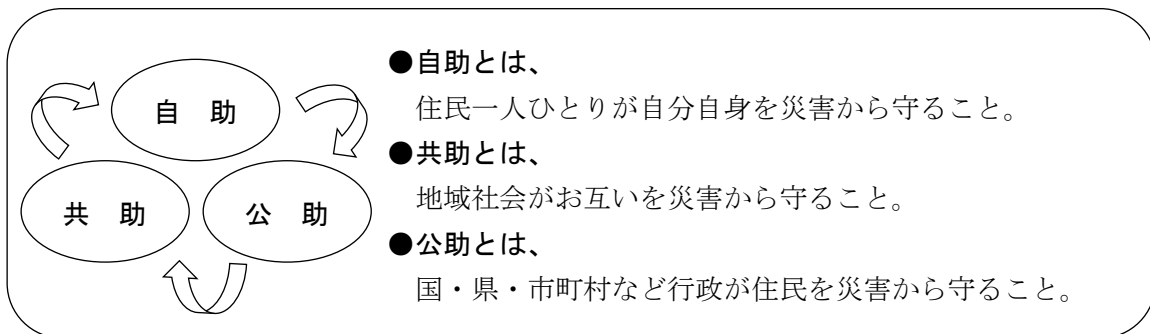
本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針

海岸部から山間部にまで及ぶ本市は、自然条件からみて台風、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火等による被害を受けやすく、これらの災害防止と住民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ることに万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本市の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

また、「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい者・乳幼児・その他の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び観光客等を助け、指定緊急避難場所、1次避難所（指定避難所兼指定緊急避難場所）及び2次避難所（指定避難所）の運営の協力、あるいは県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災活動に寄与することが求められる。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため市は、自主防災組織の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動の促進並びに自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。



第1 風水害

本市における風水害については、6月から7月にかけての梅雨期と台風による大雨が大きな被害をもたらしている。また、海岸部においては、台風時の高潮にも十分注意する必要がある。特に台風が薩摩半島や西方海上を北上している場合は、東方海上を通過する場合に比べて風雨が強い傾向があるので、十分警戒しなくてはならない。

また、本市の広域にわたって広がるシラス地帯においては、地質が極めてもろく、豪雨による災害を起こしやすい状況にあるため、山間部も含め、河川堤防の危険地域、急傾斜地等での被害に注意する必要がある。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との

協議を深め、住民の生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあっては、防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

第2 火 災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきているが、本市においては桜島や霧島山系の噴火に伴う火災の警戒も怠ってはならない。建築物については、耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、霧島市消防計画により消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

第3 地震・津波災害

本市は、比較的有感地震の発生が少ない地域ではあるが、平成9年3月には、紫尾山付近を震源とするM6.5の地震が発生し、本市の横川地区では震度5弱を記録した。この後、4月ごろまでM5.5～M4.9クラスの余震が頻発し、これら一連の地震は、鹿児島県北西部地震と呼ばれている。また、同年5月、前回よりやや南を震源とするM6.3の地震が発生し、第二鹿児島県北西部地震と称された。

この地震によって、本市は横川地区を中心に多大な被害を受けており、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

また、湾奥部に関する津波は、近年は記録がないが、過去の桜島安永噴火時には海底噴火により津波が発生した記録があるので、桜島海底噴火による津波、更には国で注意を呼び掛けている南海トラフ巨大地震に伴う津波について、平常時から備える体制を整えておく必要がある。

第4 火山災害

本市は、北側に霧島山、南側に桜島という活火山が位置しており、昔から火山と共生してきた。

霧島山は、742年（天平14年）の噴火以降60回を超える噴火の記録があり、寺社や人家の焼失や田畑の埋没、泥流による被害等が記録されている。

近年では、2011年（平成23年）1月26日に新燃岳が約300年ぶりに中規模のマグマ噴火を起こしている。

桜島は、708年（和銅元年）の噴火以降多数の記録が残されているが、特に764年（天平宝字8年）の天平宝字噴火、1471年（文明3年）の文明噴火、1779年（安永8年）の安永噴火、1914年（大正3年）の大正噴火が大噴火と言われており、噴火に対する注意が呼び掛けられているところである。

このようなことから、火山地域において火山と共生するためには、火山の噴火動向に関する情報を早期に入手できる態勢を構築しつつ、噴火の際の備えを平常時から準備し被害を最小限にとどめるように努めることが必要である。

第5 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者あるいは観光客等への万全の安全対策を講ずる。また、市は、防災関係機関、関係団体との連携を密にし、災害発生の際は即応できるよう体制づくりに努める。この際、中山間地域における孤立化集落対策に留意する。

第6 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力するものとする。

1 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日ごろから食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、市と災害発生時等の協定を結んだ事業者等は、防災訓練の実施等の防災施策に協力するように努める。

**第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

本節は、霧島市並びに鹿児島県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 市（消防局を含む。）

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------|-------------------------------------|
| | (1) 霧島市防災会議に係る業務に関する事。 |
| | (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 |
| | (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 |
| | (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 |
| | (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関する事。 |
| | (6) 被災した市管理施設の応急対策に関する事。 |
| | (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。 |
| | (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 |
| | (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。 |
| | (10) 被災施設の復旧に関する事。 |
| | (11) 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 |
| | (12) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。 |
| | (13) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。 |

第2 県

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------|-------------------------------------|
| 鹿 児 島 県 | (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。 |
| | (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 |
| | (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 |
| | (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。 |
| | (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関する事。 |
| | (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。 |
| | (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事。 |
| | (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。 |
| | (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 |

① 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

| | |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。 |
| 霧島警察署 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること。 |

第3 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------------|---|
| 九州農政局 鹿児島県拠点 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関すること。 (2) 災害時における主要食糧の需給対策に関すること。 |
| 九州森林管理局 鹿児島森林管理署 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること。 |
| 九州運輸局 鹿児島運輸支局 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶の調達あっせんに関すること。 (4) 港湾荷役の確保に関すること。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他、防災に関し運輸局の所掌すべきこと。 |
| 九州地方整備局 鹿児島港湾、空港整備事務所 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) その他、防災に関し整備局の所掌すべきこと。 |
| 大阪航空局 鹿児島空港事務所 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) 航空機による代替輸送に関すること。 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (5) その他、防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。 |
| 鹿児島地方気象台 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に |

① 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

| | |
|----------------------|--|
| 鹿兒島地方気象台 | <p>限る)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解の促進、防災知識の普及啓発に努めること。</p> <p>(6) 噴火警報・予報(噴火警戒レベル)、火山の状況に関する解説情報、噴火警報、そのほか火山に関する情報や資料に関する発表及び通報に関すること。</p> |
| 鹿兒島海上保安部 | <p>(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。</p> <p>(2) 警報等の伝達に関すること。</p> <p>(3) 情報の収集に関すること。</p> <p>(4) 海難救助等に関すること。</p> <p>(5) 排出油の防除に関すること。</p> <p>(6) 海上交通安全の確保に関すること。</p> <p>(7) 治安の維持に関すること。</p> <p>(8) 危険物の保安措置に関すること。</p> <p>(9) 緊急輸送に関すること。</p> <p>(10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。</p> <p>(11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。</p> <p>(12) 警戒区域の設定に関すること。</p> |
| 鹿兒島国道事務所 加治木維持出張所 | <p>災害時における交通輸送の確保及び被災施設等の復旧対策に関すること。</p> |

第4 自衛隊

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------------|---|
| 陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群 | <p>(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。</p> <p>(2) その他、防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。</p> |

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------|--|
| 日本郵便株式会社 (各郵便局) | <p>(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</p> |

① 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

| | |
|---------------------------------|---|
| 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社、日本貨物鉄道株式会社鹿児島支店 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設等の防災、保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 |
| 西日本電信電話株式会社（鹿児島支店） | 災害時における電気通信サービスの確保に関すること。 |
| 日本赤十字社（鹿児島支部） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療救護等。 (2) 災害時におけるこころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。 |
| 日本放送協会及び放送関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。 |
| 西日本高速道路株式会社 | 西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。 |
| 九州電力送配電株式会社霧島配電事業所 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 |
| 自動車運送機関（日本通運株式会社、県トラック協会等） | 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 |
| ガス供給機関 | <ul style="list-style-type: none"> (1) ガス供給施設の耐災整備に関すること。 (2) 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。 |
| 始良地区医師会 | 災害時における助産、医療救護に関すること。 |
| 始良地区歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。 |

第6 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------------------|---|
| あいら農業協同組合 | (1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関する事 こと。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関する事 こと。 |
| 各漁業協同組合 | (1) 漁船遭難防止の対策に関する事 こと。 (2) 被災漁家に対する資金の融資あっせんに関する事 こと。 |
| 霧島商工会議所 霧島市商工会 | (1) 被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関する事 こと。 (2) 被災会員等に対する資金の融資あっせんに関する事 こと。 |
| 土地改良区 | (1) 農業用たん水防除施設等の整備及び防災管理に関する事 こと。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事 こと。 |
| 霧島市社会福祉協議 会 | (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事 こと。 (2) 救援ボランティアに関する事 こと。 |
| 病院等経営者 | (1) 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関する事 こと。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関する事 こと。 (3) 被災負傷患者等の収容保護に関する事 こと。 (4) 災害時における医療、助産等の救助に関する事 こと。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事 こと。 |
| 社会福祉施設経営者 | (1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関する事 こと。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関する事 こと。 |
| 金 融 機 関 | 被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事 こと。 |
| 水 道 事 業 者 | (1) 水道施設の整備と防災管理に関する事 こと。 (2) 災害時における水の確保に関する事 こと。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事 こと。 |
| その他公共的団体及 び防災上重要な施設 の管理者 | それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事 こと。 |

第4節 霧島市の地勢

第1 地 形

本市は、南九州そして鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北は湧水町、宮崎県と、東は曾於市と、西はさつま町、姶良市とそれぞれ接し、南は錦江湾に面している。東西約31km、南北約37kmの広がりを持ち、総面積603.16km²で鹿児島県総面積の6.6%を占め県内第2位となっている。

地形の特徴としては、錦江湾岸の海拔0mから県境の韓国岳まで1,700mの標高差があり、北部の霧島連山には活火山である新燃岳、御鉢を有し、その南には火山噴出物が堆積したいわゆるシラス台地の丘陵地が広がっている。

また、県内有数の河川である全長41.0kmの天降川の流域のほとんどは霧島市となっており、天降川やその支川には滝や浸食作用による溪谷が数多く見られ、錦江湾に注いでいる。

本市の極所の経緯度及び距離

| 方位 | 地点 | 経緯度 | 方位 | 地名 | 経緯度 |
|-----------|----|------------------------------|-----------|----|------------------------------|
| 東端 | 霧島 | 東経130度54分51秒 北緯 31度53分08秒 | 南端 | 福山 | 東経130度49分25秒 北緯 31度36分18秒 |
| 西端 | 横川 | 東経130度35分22秒 北緯 31度52分47秒 | 北端 | 牧園 | 東経130度50分28秒 北緯 31度56分34秒 |
| 東西約30.7km | | | 南北約37.5km | | |

第2 気 候

気候は、温暖多雨で、年平均降水量は約2,490mm程度であり、そのほとんどは梅雨期から台風期に集中している。年平均気温は約16℃であり、日最高気温は8月の31℃、日最低気温は1月の0.7℃である。(気象庁溝辺観測所数値による。)

第3 人口分布

本市の人口は約12万5,000人であり、そのうち国分・隼人地区に市人口の約78%が集中している。

市全体の人口密度は207(人/km²)であり、65歳以上の高齢者人口の構成比は27%で全国平均28.1%(霧島市のすがた2019による。)を下回っているが、中山間地域においては高齢化率が高く、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が、今後さらに増加することが予想される。

第4 道路の概要

本市は、中央部を九州縦貫自動車道が縦断し、熊本県、宮崎県及び鹿児島市とつながっており、市内には横川IC及び溝辺鹿児島空港ICの2か所のICがある。また、東九州自動車道は

その整備が順次進められ、九州縦貫自動車道及び曾於市とつながっており、隼人東 I C、隼人西 I C及び国分 I Cの3か所の I Cがある。その他の幹線的な道路のうち主なものは、国道10号が市南部を東西に走り始良市と曾於市につながり、国道220号は福山地区を経て垂水市につながっている。また、国道223号は国道10号とつながり、天降川沿いに市北部の牧園、霧島を経て宮崎県の小林市につながるとともに、国道504号は西はさつま町とつながり、南は国道10号を経て鹿屋市につながっている。

第5 鉄道、空港、港湾等の概要

鉄道は J R 日豊本線と J R 肥薩線とがあり、市内全域で11の駅が設置されている。

空港は霧島市溝辺町麓の標高約270mの台地に国が管理する鹿児島空港があり、3,000m×45mの滑走路を有している。年間の乗降客数は約550万人である。

また、隼人港（本港・外港）と福山港の二つの港湾があり両港とも県が管理している。

第5節 災害の想定

本計画の策定に当たっては、災害対策基本法第2条に定められる災害である、暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、霧島山噴火、桜島噴火、地すべり、大規模な火事、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度（第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照）の災害を想定している。